

民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業
技術審査委員会設置要項

（設置の目的）

第1 「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業 募集要項」に基づき、「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）」を実施・運営する事業者を選定するため、事業応募者提案に係る審査を実施し、最優秀事業応募者及び次点の事業応募者の選定について審議する目的で、「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業技術審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）企画提案方式による事業応募者提案等の審査及び評価
- （2）その他必要な事項

（組織）

第3 委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 委員長が必要と認める場合には、臨時の委員を置くことができる。
- 3 委員長は、事業応募者に対してヒアリング等を実施することができる。

（委員長の職務及び代理）

第4 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第5 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 委員が招集された委員会を欠席する場合は、あらかじめ委員長に委任状を提出することができる。
- 4 委員会の議事は、上記委任状を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の定数)

第6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、本事業について個人又は法人その他の団体からの相談、協力要請等に応じることができない。また、その他審査の公平性に支障を来すおそれがある活動は行うことができない。

3 上記1及び2の行為を行った委員は当該提案の審査に加わることができない。

(委員会の庶務)

第8 審査委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課（国際教育推進担当）において処理する。

(設置期間)

第9 委員の任期は、本要項の施行日から平成32（2020）年3月31日までとする。

(その他)

第10 この要項で定めるもののほか、審査委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要項は、平成31(2019)年4月8日から施行する。